## アルコール検知器協議会 第4回定時総会

2015-2017活動報告 および 2018-2020活動計画 について

> アルコール検知器協議会 2018年4月23日 幹事会

1) 2015-2017 活動実績報告(概要)

2) 2018-2020 中期活動計画(決議案)

# 2015-2017 活動実績報告(概要)

## 2015

### 本日よりアルコール検知器協議会、活動始動(プレスリリース)

投稿日:2015年6月23日 | 最終更新日時:2015年11月15日

本日、2015年6月23日アルコール検知器関連企業17社が集まり、

団体名: "J-BAC アルコール検知器協議会"

Japan Breath Alcohol Testing Consortium(J-BAC)を設立、

アルコール検知器の普及、品質や技術の向上、

飲酒に関する正しい知識の啓蒙、

関係省庁、団体などと協調しながら、社会に存在する飲酒起因による 諸問題の根絶を目指すために活動することとなりましたことを お知らせ致します。

(報道資料)アルコール検知器協議会活動開始



## アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容

#### 第2条(目的)

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や 短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与すること を目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

#### 第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

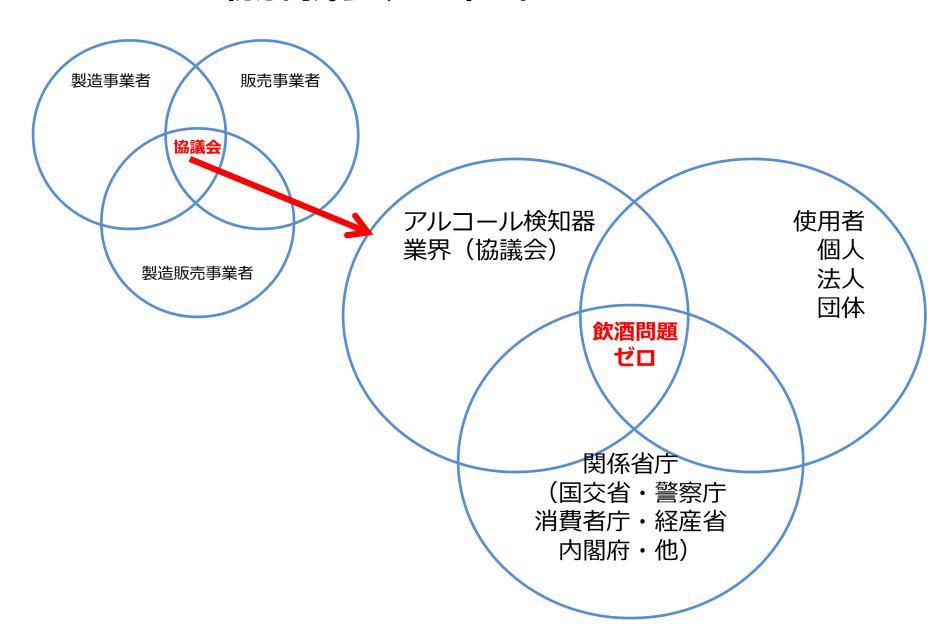
- (1)アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- (2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- (3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- (4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- (6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- (7)アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- (8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。

## 2016-2017 17社から21社に

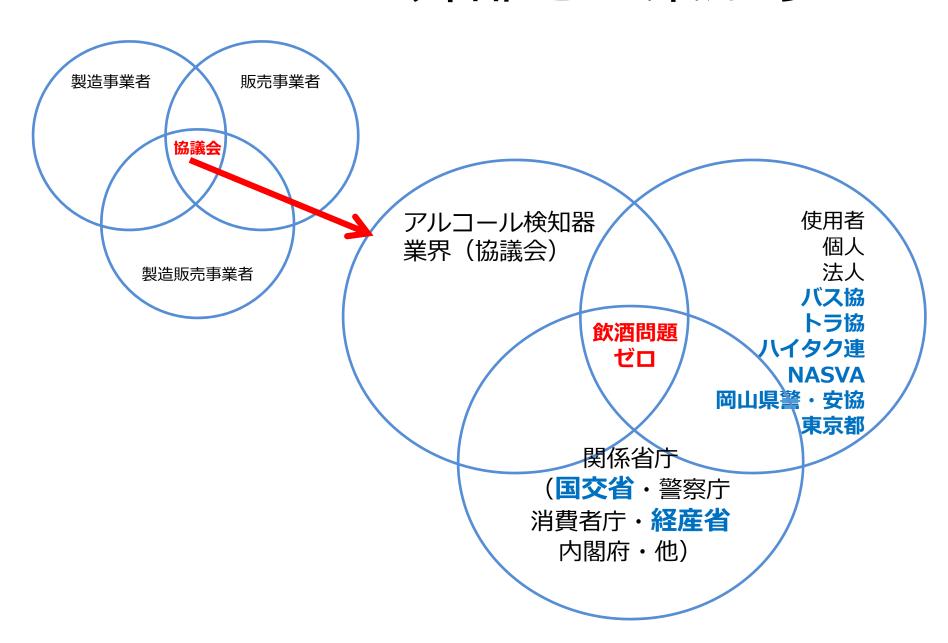
2018年4月1日

正会員
NISSHAエフアイエス株式会社
光明理化学工業株式会社
サンコーテクノ株式会社
新コスモス電機株式会社
株式会社タニタ
中央自動車工業株式会社
株式会社データ・テック
株式会社テックウエルインターナショナルジャパン
テレニシ株式会社
東海電子株式会社
株式会社東洋マーク製作所
ドコモ・システムズ株式会社
ドレーゲル・セイフティー ジャパン株式会社
株式会社ネモト・センサエンジニアリング
株式会社パーマンコーポレーション
株式会社パイ・アール
フィガロ技研株式会社
前野技研工業株式会社
株式会社ヤナコ計測
準会員
名鉄EIエンジニア株式会社
株式会社篠原計器製作所

# 協議会の位置づけ



# 2015-2017外部との繋がり



## 各業界団体との繋がり・広報活動



## 各業界団体との繋がり・広報活動(業務委員)

行政

#### 県警・交通安協

交通安全体験フェア (岡山県警察本部) に出展しました

投稿日:2017年3月4日 | 最終更新日時:2017年3月11日

岡山県警察本部・岡山県 岡山県交通安全対策協議会主催の 「交通安全体験フェア」におきまして ~見て・乗って・触れる最先端技術~ 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



#### 平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーンに出展しました

自動車工業会

授稿日:2017年8月5日 | 最終更新日時:2017年8月5日

東京都・警視庁・(一財)東京都交通安全協会主催の 「平成29年的活動をさせないTOKYOキャンペーン」にあき

し、 スライド(こて企業の紹介をいたしました。



#### 国土交通省へ パブリックコメント提出

「実物自動車運車事業等を全点性の解析及び運用について」の一部改正(集)に関する パブリック コメント (第主交通自動車局実物運 和で)

	(2.052) 100 797
5.6	山本 気 (アルコール特別基場議会 実際表表会 表表表)
a#	東京等品に収透れた日本・リース
N III	(田市名) アルコール特別器協議会 (新著名) 実際発表会
中国の日本	T+1:00-0407-9725
●子メール アドレス	ranamiti Rom markini m
**	※会は、アルコール機物器の技術や高質の成乱、ちゃびにアルコール機物器の着洗剤
	特によって基準の地域の内点を含うことを発明とした信息的はうす。 実施設定は、他身 において「アルコール機関部の外間と原則に得り替乳をより物発。」 を業務し収集とし
	て展表しています。
	第二元表目 9年以来を保証さり研究の表現とおいて発定している。「アルコールMS
	新の使用事務にサイ本知念がありサイドの時には、アルコールを外容と利益性の素は であると考えており、その情点で、アを考えては必要により。
	1881
	<b>ボデにおけるアルコール機外移の「世界中」用よられるに、アルコール機外移と連載</b>
	することが発展があれているの点をの「使用を、なるですべきである。使用をを選 する のに、日本年代用できる時間を必用性は多くすべきである。
	(東京16年前)
	プログライバーの政権機能とついては、ブランスの日本のフォローアップを建ており
	た。『観光神経の音楽に終りしているものの、平便 ミミ神神県においても、いまのり)
	の作を生している状態である。まと概念されている。
	(東 2 計算課用自動車場を育全プラン2009 フォローアップ会議 2014 EL 6
	http://www.th.au.adurent/0000HA.eff
	10)
	ES. BITARONEL TOS TREMERENAS CRUTS. 70794

事業用

\*に出展しました

#### **NASVA**

「第11回NASVA® 1045 FT - 2016/ETG FT 2017 | #845 FTF FTF - 2016/ETT FT FT

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)主催 「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」の 安全マネジメント支援ソール展示ブースにて 協議会加盟団体の製品を出展しました。

「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」概要

-」に出展しました

### 第55回中国バス協会事

iBIX日 - 2018年2月15日 | 野紅甲町日町 - 2018年2月24日

中国バス協会事故防止対策委員会主催の 協議会員の製品出展 企業をスライドで紹介しました。



「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」に出展しました

36 文行政法人自動車車が29首線機(NASVA)主催





#### 中国バス協会事故防止対策委員会総会商品展示会に出展しました

投稿日:2017年2月23日 | 最終更新日時:2017年11月3日

中国バス協会事故防止対策委員会主催の 「総会商品展示会」におきまして 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました



団体

## 各業界団体との繋がり・広報活動(技術委員)

経産省の標準化事業における呼気試験機分科会(年1開催)。任意団体として標準化・規格化推進中であることを説明してきた。年度報告書に、アルコール検知器協議会の活動が報告されている。



アルコール検知器の検定制度 (通称 J-BAC マーク制度)

アルコール検知

2016年1月8



JB00001-2017

アルコール検知器協議会

Japan Breath Alcoh

アルコール検知器の検定制度

平成27年度

法定計量国際化機関勧告審議調査等事業報告書

平成28年度

戦略的国際標準化加速事業(国際標準共同研究開発事業: 水素燃料計量システム等に関する国際標準化)報告書

一般社

平成29年度

戦略的国際標準化加速事業 (国際標準共同研究開発事業: 水素燃料計量システム等に関する国際標準化)報告書

平成30年3月

一般社団法人 日本計量機器工業連合会

## 2015-2017 活動予定(3力年)

活動内容	初年度	2年目	3年目
心劉鬥合	2015	2016	2017
設立総会			
第1回総会	<b>—</b>		
プレスリリース			
WGの立ち上げ			
各業界団体への認知活動			
現行法令の整理			
HPの制作			
啓発資料の拡充			
性能要件(自主基準)			
プラン2009への協力提言			
目的別の検知器選定ガイドライン			
飲酒運転防止条例の研究			
検知器を使った独自の教育プログラム			
 T2016への参加、他国調査			
OIML R126 WGとの情報共有			
飲酒運転防止シンポジウム開催			

# 3年間の実績

活動内容	初年度		2年目		3年目	
/ロ野川 1合	2015		2016		2017	
設立総会	4月8日					
総会	第1回		第2回 4月28日		第3回 4月24日	
プレスリリース	6月23日				プレス 投稿	
WGの立ち上げ		WG、検定化WG	普及啓 検定WG,F	R126WG		
各業界団体への認知活動		トラ協、バス協会 /A、ASK訪問	バス協展示、 各協会			NASVA展示 会訪問
現行法令の整理	$\rightarrow$		文書作成中		検定文書添付化	
HPの制作	会員企業		自主検定内容公開 検定合格品リスト化		自主検定内容公開 検定合格品リスト化	
啓発資料の拡充	協議会	の広報チラシ	自主検定制度の広報 認定機器の広報		自主検定品リスト メンテナンス啓発広告	
性能要件(自主基準)	J-BACマーク制度(草案)		自主検定 6社14機種 第三者機関版策定作業		第三者機関版文書完成 第三者機関契約	
プラン2009への協力提言			IT点呼 パブコメ提出			<b>—</b>
目的別の検知器選定ガイドライン						<b>—</b>
飲酒運転防止条例の研究						<b>—</b>
検知器を使った独自の教育プログラム						$\rightarrow$
T2016への参加、他国調査			T2016フ 光明様		T20XX立 可能性	
飲酒運転違反者が策の研究						<b>—</b>
OIML R126 WGとの情報共有			ベルリン報 告	経産省 呼気分科会	ワルシャ ワ報告	経産省 呼気分科会
飲酒運転防止シンポジウム開催						<b>—</b>

## 2015-2017

✓ 2015年度は、

認知度を上げる活動(業界団体等)



✓ 2016年度は、

自主検定策定、認定機器公表



✓ 2017年度は、

広報強化+外部検定移行





## アルコール検知器協議会 第4回定時総会

第二号議案

2018-2020 中期活動計画(案)

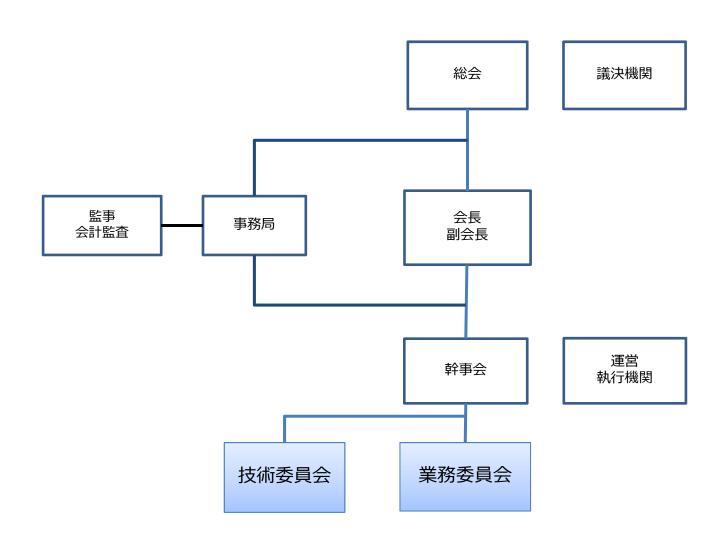
> アルコール検知器協議会 2018年4月23日 幹事会

# アルコール検知器協議会

2018-2020中期活動計画 (案)

Japan-Breath Alcohol testing Consortium

# 2018年以降の組織と機関



## アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容

#### 第2条(目的)

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や 短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与すること を目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

#### 第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1)アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- (2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- (3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- (4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- (6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- (7)アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- (8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。

# 発足時の理念(設立総会)

近年、飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題となっています。このため、悪質な 危険 運転防止を目的に、2006年に自動車運転過失致死傷罪を規定した刑法改正が行 われ、 飲酒運転の罰則がより強化されるなど法規制による対策が講じられています。

2011年5月には、自動車運送事業者の点呼時における酒気帯びの確認について、 従来の目視等のチェックに加え、アルコール検知器を用いることが義務付けられました。

また、**過度な飲酒による健康障害**も深刻化しています。アルコールの過剰な摂取は、 生活習慣病のリスクを高めるほか、急性アルコール中毒やアルコール依存症を引き起こ したりします。このため、**適切なアルコール利用をサポートするアルコール検知器の役 割はますます重要になってきています**。

アルコール検知器は、健康管理用途の一般向けの商品と、運送事業者がアルコール検知に 用いる業務用の商品があり、**年々その市場は拡大しています**。これに伴い、一般向け、事業者向けを問わず様々なシーンでアルコール検知器が利用される反面、2月に独立行政法 人国民生活センターが注意喚起をしたように、誤った解釈をしていたり、正しい使い方ができていなかったりするケースが散見されるようになっています。 このため本協議会では、活動開始にあたって二つのワーキンググループ(「検定化ワーキンググループ」「普及啓発ワーキンググループ」)を立ち上げ、**検知器技術の向上**とともに、**飲酒問題および飲酒運転への対処・防止に関する正しい知識を啓発**していきます。具体的には「検定化ワーキンググループ」では、一定の品質基準を満たしていることを認定する 検定制度導入に向けて評価基準や品質保証ガイドラインを策定。一方、「普及啓発ワーキンググループ」では、各種団体や企業と連携しながら飲酒運転防止やアルコール検知器の正しい使い方に関する情報発信、シンポジウムの開催などを予定しています

## アルコール関連問題

### 表に出る系

アルコールと、交通事故(飲酒運転)

アルコールと、歩行者の転倒、転落

アルコールと、溺死

アルコールと、凍死

アルコールと、吐しゃ物吸引

アルコールと、肝臓病

アルコールと、すい臓病

アルコールと、循環器疾患

アルコールと、メタボ

アルコールと、癌(がん)

アルコールと、歯科疾患

アルコールの消化管への影響

アルコールと、痛風

#### 事故系

#### 犯罪•事件



#### 健康障害系

#### 精神保健衛生

アルコールと、アルハラ(イッキ)

アルコールと、家庭内暴力(DV)

アルコールと、児童虐待

アルコールと、高齢者虐待

アルコールと、うつ

アルコールと、自殺

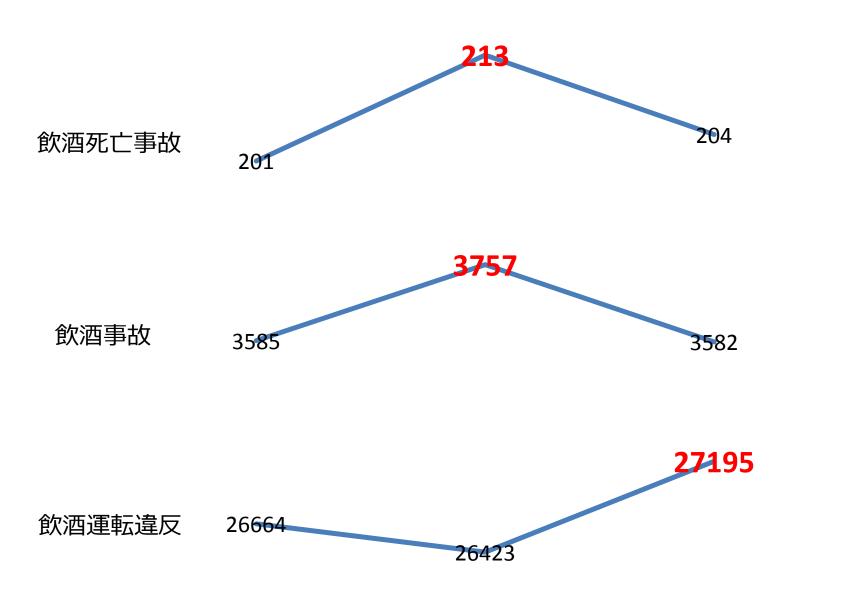
アルコールと、認知症

アルコールと、アルコール依存症

アルコールと、薬物依存

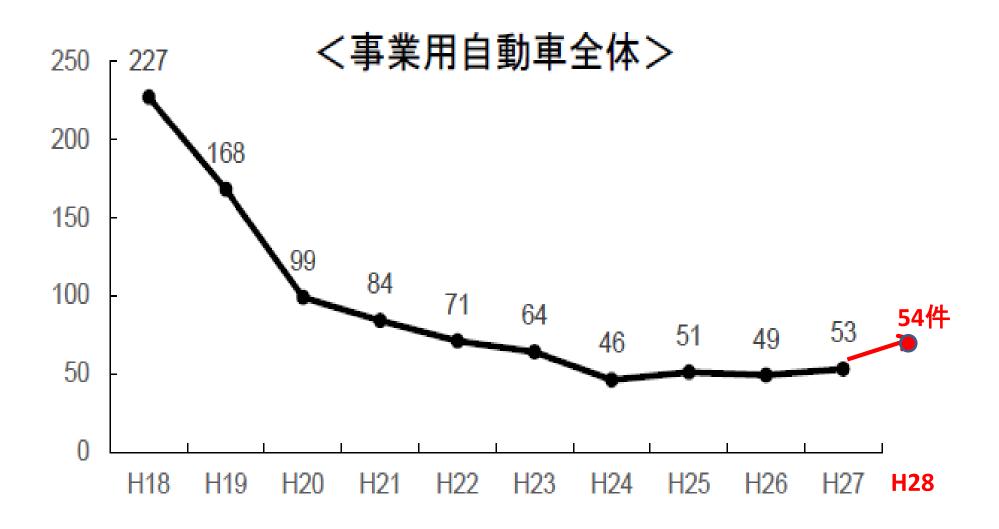
表に出ない系

## アルコール関連問題(飲酒運転) 2015-2017



飲酒運転は、下げまりから、前年比増へ

## アルコール関連問題(飲酒運転) プロドライバー



# 2018年度 各委員の役割

会則 第3条 (活動内容)	業務委員会	技術委員会
(1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。	0	
(2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。		0
(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。	0	
(4)アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。	0	0
(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。	0	
(6)アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。	0	0
(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。	0	
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	0	0

# 2018-2020活動計画

会則	活動内容	1年目	2年目	3年目
五别	カ 割り合	2018	2019	2020
	啓発資料のウェブ拡充			•
(1) 検知器の利用と活用に係る普及と啓発	検知器業界・市場情報のウェブ拡充			<b>&gt;</b>
	新検定の広報とウェブ拡充			
	外部検定の定着、規格の拡充			
(2)アルコール検知器の技術・品質向上の ための調査研究。	海外規格の動向調査			
	JIS化の可否調査			
(3)アルコール検知器および飲酒運転防止 に関連する法令の周知および広報。	現行法令、刑罰の整理とウェブ拡充			
	未接触各業界団体への認知活動			
(4)アルコール検知器に関連する行政機関 との連絡、協議。	国土交通省プラン2020「飲酒運転根絶」	[		
	経産省 呼気試験機分科会との連絡、協議			
(5)アルコール検知器や飲酒の専門知識を 用いた道路交通安全の促進および普及。	アルコール検知器を使った、協議会ならではの 教育開発プログラム(協議会認定インストラクター)	[		
	海外の飲酒運転交通政策調査とウェブ拡充			
(6)アルコール検知技術や交通安全政策に 関する国際交流。	飲酒問題シンポジウム調査(T2025開催へ向けて)			
	海外の検定機関の調査(訪問か招聘)			
(7)アルコール健康障害対策基本法に関連 する行政機関および各団体等との連携。	各都道府県の飲酒運転防止条例、アルコール健康障害 対策プログラムへの提言			
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	J-BACのITシステム化、WEB充実化			

## 2018-2020

✓ 2018年度は、 外部検定スタート、新WEB&運営IT化、 JIS化検討着手



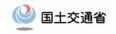
✓ 2019年度は、外部検定の広報、認知活動の本格化JIS化可否判断



✓ 2020年度は、J-BACの意義と検定が認知され、JIS活動具体化



















# 2018年度(2018年4月~2019年3月) 単年度予算(案)

活動内容		予算執行	予算	2018年度			
		委員		4 - 6月	7 - 9月	10-12月	1 - 3月
1-1	HP費用(作成·更新·維持管理等)	業務	150万		50万	50万	50万
1-2	全日本交通安全協会HPバナー掲載料	業務	36万円	9万円	9万円	9万円	9万円
1-3	交通安全関連団体への認知活動 (展示会出展費用)	業務	25万円		5万円	10万円	10万円
1-4	備品調達(展示会等使用物品)	業務	10万円	10万円			
1-5	発送運賃等(展示会等使用物品)	業務	10万円		2万円	4万円	4万円
1-6	マスコットキャラクター関連費用	業務	15万円	10万円		5万円	
1-7	名刺・ポスター等印刷物制作(更新)費用	業務	14万円	5万円	5万円	2万円	2万円
2-1	技術調査(トレーサビリティ研究・翻訳・外部機関検定準備)	技術	36万		12万	12万	12万
	合計		296万	34万	83万	92万	87万

# (1)検知器の利用と活用に係る普及と啓発

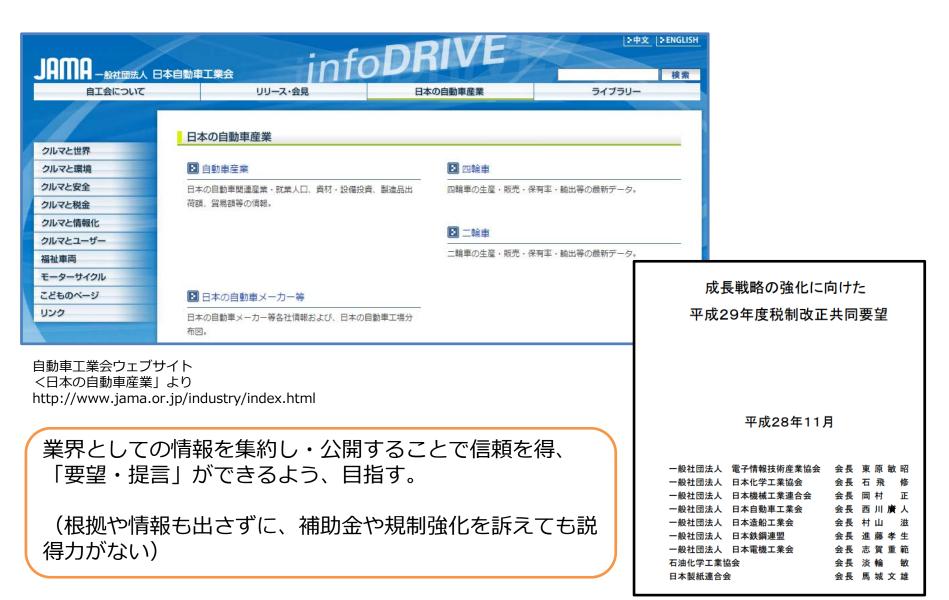
## (1)検知器の利用と活用に係る普及と啓発

検索 アルコール検知器



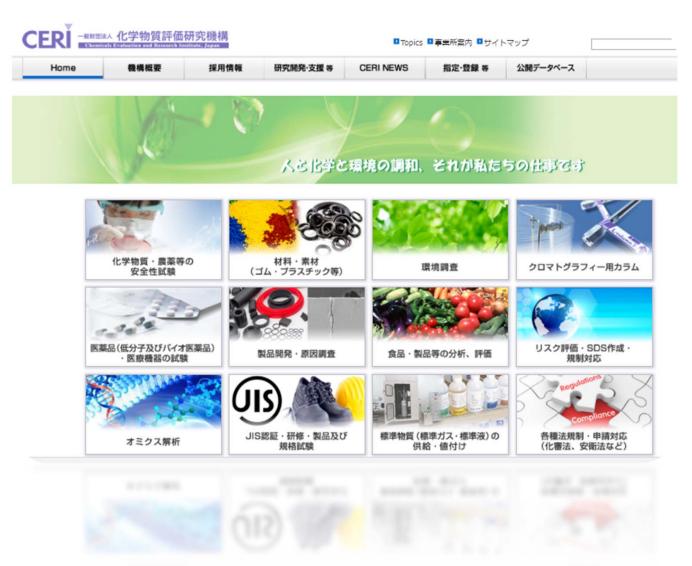
## 業界ならではの情報提供

例:検知器の産業構造・市場規模とは?



# (2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。

## J-BAC×CERI 外部検定の定着を目指す





step1 試験委託 step2 規格の拡充 step3 運営委託 step4 JIS 調査 step5 JIS 検定化

# (3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。

- ○道路交通法
- ○道路交通法道路交通法施行令における「呼気検知」
- ○自動車運送事業における「酒気帯び」
- ○自動車運送事業における「アルコール検知器」
- ○国土交通大臣が定める「アルコール検知器」
- ○安全運転管理制度における酒気帯び禁止
- ○依頼要求罪、酒類提供罪、車両提供罪(周辺3法)
- ○危険運転致死傷罪
- ○鉄道、船舶、航空業界における飲酒操舵の法令

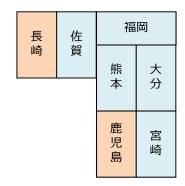
# 日本国の法令等における 呼気 アルコール アルコール検知に関する 「用語の定義」(未整理状態)

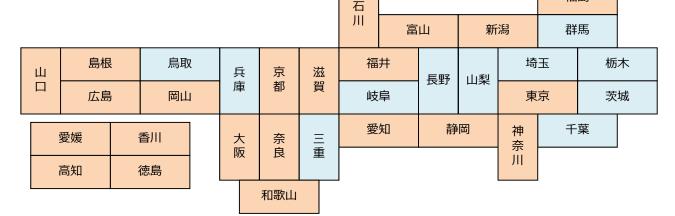
	アルコール 定義	呼気 定義	生理ガス 干渉ガス	血中定義	酒気帯び 定義	アルコール検知器表記	アルコール インターロック 定義	精度、校正など 「性能要件」
道路交通法	×	×		×	道交法65条	×	×	×
道路交通法施行令	×	44条 「呼気検査」		117条 呼気検査は、 風船であり、 0.15mg/L 血中の場合0.3%	117条 呼気検査は、 風船であり、 0.15mg/L 血中の場合0.3%	風船又は アルコールを 検知する機器	×	×
国土交通省告示(官報)		×		×	×	アルコール検知器 とは 呼気、表示、警告	×	×
国交省 運輸規則 輸送安全規則		×		×	目視のほか、 「アルコール 検知器」を用いて	点呼7条 点呼24条	×	有効性保持
国土交通省 解釈の通達		酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法 6 5 条		酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法 6 5 条	酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法 6 5 条	当面性能要件は 問わないものと する	アルコールを 検知して 原動を動かない ようにするもの	メーカーの 説明とは別に
アルコール インターロック 技術指針	エタノールの 定義は OIML準拠 エチルアルコール	呼気(量)サンプ リングの定義 公称限度値 1.0L	種々のガス 8.2項	×	×	×	アルコール インターロックの 定義	精度要件 繰り返し再現性 精度要件 (ガス選択性) 校正要件
OIML R126 証拠用呼気 分析計 2010年3月	エチル アルコール	1.2L以上	アセトン 0.5mg/L メタノール 0.1mg/l イソプロパノール 0.1mg/l 一酸化炭素 0.2mg/l 9	×	×	R126 第一部 計量 および 技術要件	×	R126 第二部 計量管理 および 性能試験

### 各トラック協会 アルコール検知器助成制度 状況

#### <いろいろな表現があります>

- ○ハンディチェッカー
- た1専○
- ○ハンディモバイルタイプ
- ○アルコールチェッカー
- ○設置記録式
- ○携帯電話活用タイプ
- ○アルコール検知器装置等は、ハンディタイプを除く機器とする。
- ○ハンディ型・記録型検知器
- ○事務所用機器
- ○記録型検査機器
- ○遠隔地検査管理機器(車載用測定装置)
- ○システム型(管理ソフト、端末セット、マウスピース、カメラ及び専用ケーブル等)
- ○高度点呼時運用管理機器
- ○卓上据置型のアルコール検知器





沖縄

トラック協会 助成金アリ 準備中・ 助成金なし・不明

(出所:東海電子調べ、2014年7月1日時点)

北海道

青森

秋

 $\blacksquare$ 

山形

福島

岩

# (4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。

# 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 (プラン2020)

「飲酒運転や覚醒剤・危険ドラッグの服用は、その行為自体が反社会的であり、事業用自動車の運転以前の問題として、厳に行ってはならないものである。しかしながら、事業用自動車の飲酒運転による人身事故は、平成28年時点においても、いまだ54件発生している」

事業者は、運転者がこのような行為を行わないよう継続的・反復的に指導監督を行うとともに、行政は違反に対する厳格な処分を行う必要がある。

また、このような行為の背景に医学的・心理的な依存等の事情がある可能性もあり、指導・処分だけでは絶無を期すことはできないと考えられることから、事業者において点呼時等における飲酒検知はもとより、所持品を確認し、携帯電話・スマートフォンを所持させる場合は運転席から届かない場所に保管させる等の運行管理を徹底するほか、アルコール依存症等の検査及びその結果に応じた医学的知見を踏まえた対策についても検討する必要がある。

# 点呼とアルコール検知器の関係

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

業種	点呼 条文	解釈及び運用について (最新平成30年3月30日)	事故防止対策推進 支援事業 過労運転防止に 能要件	Gマーク Safetyバス	トラック 協会	次世代運行 記録計
貨物	輸送 安全 規則 7条	(4)「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲 労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼に	ITを活用した遠隔地 における点呼機器 「この場合のアルコール 検知器は、他の営業所等		○呼気吹込み式アルコールインターロック(国土交通省の技術指針に適合しているものとする)○IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(但し、Gマーク認定事業所が、助成対象とします。	遠隔地でのリアルタイム運行管理・支援」 「実効性の高いIT点呼 アルコールチェック」 (オプション)
旅客	運輸 規則 2 4 条	おいて、 当該運転者の酒気帯 びの状況に関する測定結果を、 自動的に記録及び保存すると ともに当該運行理者等が当該 測定結果を直ちに確認できる ものをいう。	に常時設置されており、 検査日時及び測定数値を 自動的に 記録できる機 能を有するものに限る」	高性能な記録型 アルコール検知器 簡易型の アルコール検知器 簡易型のモバイル アルコール検知器		

### 安全運転管理者選任事業所 = 33万力所

#### (1) 安全運転管理者等の現況

安全運転管理者は、道路交通法により、自動車を5台以上使用する又は乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用する事業所等において選任が義務付けられており、また、自動車を20台以上使用する事業所には、その台数に応じ、副安全運転管理者を置くことが義務付けられている(第1-8表)。

#### 第1-8表 安全運転管理者等の年次別推移

(各年3月末)

年	事業所	安全運転管理者	副安全運転管理者	管理下運転者数	管理下自動車台数
	か所	人	人	人	台
平成22	332,870	332,870	61,044	7,022,676	4,647,715
23	332,407	332,414	61,371	7,024,058	4,639,409
24	330,873	330,873	62,003	7,119,627	4,633,606
25	331,976	331,976	63,523	7,294,127	4,636,485
26	332,163	332,164	64,561	7,351,938	4,640,677
27	333,099	333,099	66,056	7,332,505	4,640,227
28	334,216	334,216	67,799	7,463,436	4,661,027

### 運輸業界以外の、業界に対して

日本産業分類	560万	クルマを使う
卸売業, 小売業	1,357,030	0
宿泊業,飲食サービス業	701,241	0
建設業	495,608	0
生活関連サービス業, 娯楽業	470,744	0
製造業	453,810	0
医療,福祉	430,265	$\triangle$
不動産業,物品賃貸業	355,102	$\triangle$
サービス業 (他に分類されないもの)	354,898	$\triangle$
学術研究,専門・技術サービス業	221,414	0
教育,学習支援業	166,415	$\triangle$
運輸業, 郵便業	131,213	◎ (義務)
金融業, 保険業	84,330	×
情報通信業	64,527	×
複合サービス事業	33,872	?
農林漁業(個人経営を除く)	32,675	$\triangle$
電気・ガス・熱供給・水道業	4,874	0
鉱業,採石業,砂利採取業	1,957	$\triangle$

# 要ア運 でル輸 検外 知の 器一 や般 教企 育業 がに

北海道	(社)北海道安全運転管理者協会
青森県	(社)青森県安全運転管理者協会
岩手県	岩手県安全運転管理者部会連合会
宮城県	(社)宮城県安全運転管理者協会
秋田県	秋田県安全運転管理者協会
山形県	山形県安全運転管理者協議会連合会
福島県	(社)福島県安全運転管理者協会
茨城県	(社)茨城県安全運転管理者協議会
栃木県	(社)栃木県安全運転管理者協議会
群馬県	(社)群馬県安全運転管理者協議会
埼玉県	(社)埼玉県安全運転管理者協会
千葉県	(社)千葉県安全運転管理協会
東京都	東京安全運転管理者部会連合協議会
神奈川県	(社)神奈川県安全運転管理者連合会
新潟県	(社)新潟県安全運転管理者協会
富山県	富山県安全運転管理者連絡協議会
石川県	(社)石川県安全運転管理者協議会連合会
福井県	福井県安全運転管理者協議会連合会
山梨県	(社)山梨県安全運転管理者協議会
長野県	(社)長野県安全運転管理者協会
岐阜県	岐阜県安全運転管理部会連合会
静岡県	(社)静岡県安全運転管理協会
愛知県	(社)愛知県安全運転管理協議会

三重県	(社)三重県安全運転管理協議会
滋賀県	(社)滋賀県安全運転管理者協会
京都府	京都府安全運転管理委員会
大阪府	大阪府安全運転管理者連絡協議会
兵庫県	兵庫県安全運転管理者部会連絡協議会
奈良県	一般社団法人 奈良県安全運転管理者協会
和歌山県	和歌山県安全運転管理委員会
鳥取県	鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会
島根県	(社)島根県安全運転管理者協会
岡山県	岡山県安全運転管理者協議会連合会
広島県	(社)広島県安全運転管理協議会
山口県	(社)山口県安全運転管理者協議会
徳島県	(社)徳島県安全運転管理協会
香川県	香川県安全運転管理連絡協議会
愛媛県	愛媛県安全運転管理者連絡協議会
高知県	(社)高知県安全運転管理者協議会連合会
福岡県	福岡県安全運転管理協議会
佐賀県	佐賀県安全運転管理者協議会
長崎県	長崎県安全運転管理協議会
熊本県	一般社団法人 熊本県安全運転管理者等協議会
大分県	一般社団法人 大分県安全運転管理協議会
宮崎県	宮崎県安全運転管理者等協議会
鹿児島県	(社)鹿児島県安全運転管理協議会
沖縄県	(財)沖縄県交通安全協会(沖縄県安全運転管理委員会)

## 認定機器以外で、できることを ウェブサイトでアピール

#### 飲酒運転防止インストラクター



飲酒運転防止インストラクター資格を持った専門員を講演会、安全啓蒙活動開催時に派遣します。

#### アルコール検知器の出展展示



交通安全大会、交通フェスティバルなど各種イベントでアルコール検知器を展示しませんか。

#### 安全運転管理者講習での講演



安全運転管理者講習会の講演を承ります。
(一部の地域では実績あり)

### 認定機器アピール以外で、できること

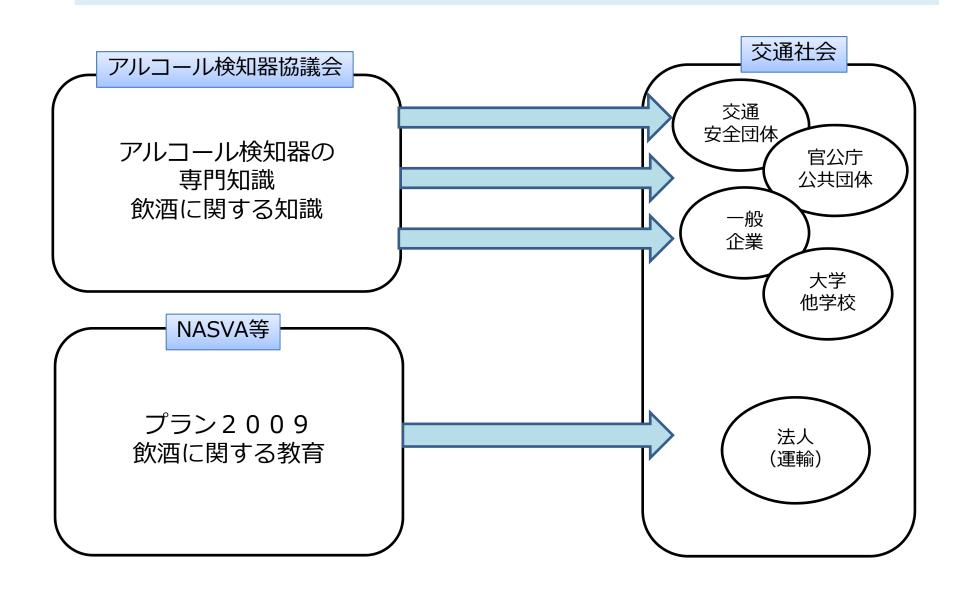
(ところで、何をしてくれるのですか? へどう応えるか?)



検知器協議会が派遣できる講師 (インストラクター)

# (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。

# (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及

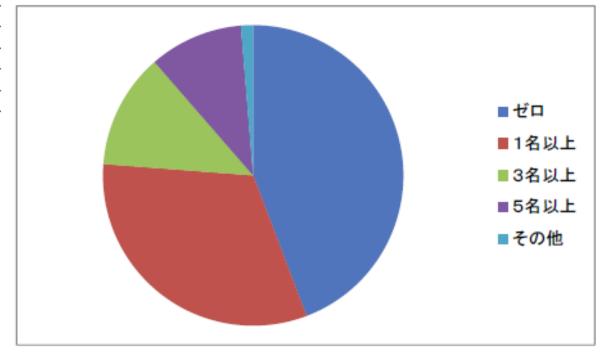


### 運輸事業者に対するアルコール専門教育の実施数

#### アルコール検知器の専門家集団は、教育実施のサポートができるのではないか?

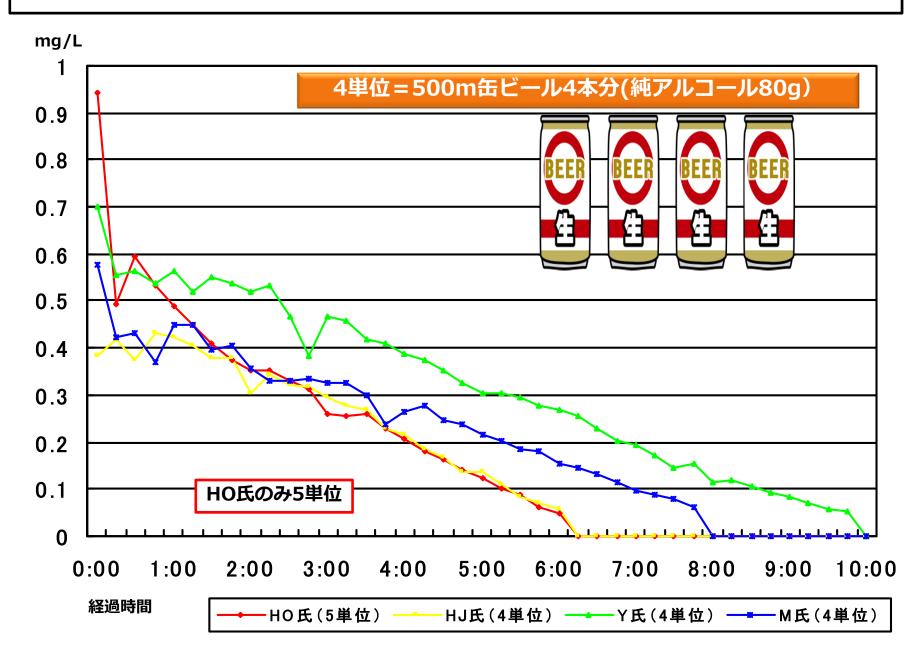
Q36) プラン2009では、運行管理者の講習等において、 運行管理者に対するアルコール専門教育の拡充を図っています。 トラック協会、NASVA、その他、関係団体におけるアルコール専門教育を受講した 運行管理者・従業員様は何名くらいいますか?

ゼロ	474
1名以上	343
3名以上	133
5名以上	108
その他	14



事業者1000社アンケートより(発起人4社実施)

実施例)検知器と組み合わせた特徴のある飲酒運転防止教育プログラム アルコール摂取者の残酒量個体差グラフ



# (6) アルコール検知技術や交通安全政策 に関する国際交流

# 世界の飲酒事故率(日本は低いのか)

	飲酒事故率	飲酒死亡事故/事故全体	備考
日本	9.6%	710件/7358件	2004年
ドイツ	12%		2004年
英国	17.8%	530件/2946件	2004年
オーストラリア	21%		2003年
カナダ	39%	1080件/2769件	2003年
アメリカ	34.9%	12,998件/37261件	2006年
日本	5.8%	269件/4611件	2011年

出典:内閣府 常習飲酒運転者の行動抑止に係る調査研究 より http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h21/pdf/ref/365-380.pdf

## アルコール・薬物と交通安全問題などを 扱う国際学会との交流



#### HOME

#### **ABOUT ICADTS**

- Executive Board
- Foundation
- Working Groups

AWARDS AND RECOGNITION

**BECOME A MEMBER** 

#### **EVENTS AND SEMINARS**

- Presentations

CONFERENCE PAPERS AND PROCEEDINGS

**ICADTS REPORTER** 

**MEMBERS AREA** 

**CONTACT US** 

**FOLLOW US ON TWITTER** 



#### HOME

Welcome to ICADTS - The International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety.

ICADTS is an independent nonprofit body whose only goal is to reduce mortality and morbidity brought about by misuse of alcohol and drugs by operators of vehicles in all modes of transport.

To accomplish this goal, the Council sponsors international and regional conferences to collect, disseminate and share essential information among professionals in the fields of law, medicine, public health, economics, law enforcement, public information and education, human factors and public policy.

ICADTS also administers a number of Working Groups designed to facilitate discussion on a range of topics during the intervals between conferences, and produces a quarterly newsletter available for free.

Harmonazation with Policy Maker or Data Scientist for Alcohol ,Drug and Traffic Safety

### アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流

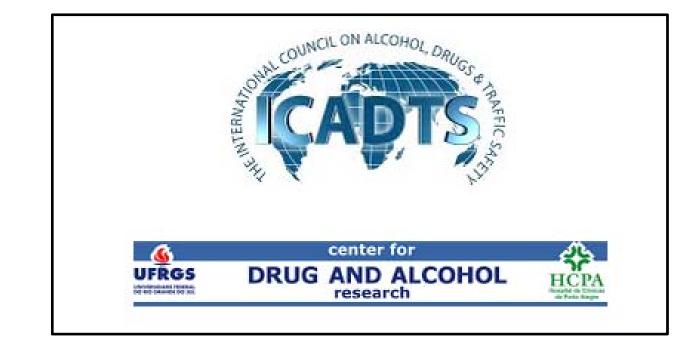
 $\bigcirc$  I C A D T S (International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety)

ICADTSにおいて、日本の飲酒運転防止の取り組みや、

アルコール検知器の高度な利用方法を紹介し、かつ、

他国の飲酒運転防止施策の最新の情報を得、会員や関係各省庁に

展開する。



### 他国の検定プログラムや試験機関の調査(見学か招聘)



### 候補機関

- ✓ 米国 DOT
- ✓ フランス LNE
- ✓ ドイツ PTB
- ✓ オランダ NMI
- ✓ スウェーデン MHF

より、信頼性のある 検定制度となるために

### その他2018-2020活動目標

- (7)アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- →各都道府県の飲酒運転防止条例、アルコール健康障害対策プログラムへの提言

- (8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。
  - →J-BACのITシステム化、WEB充実化

## アルコール健康障害対策基本法

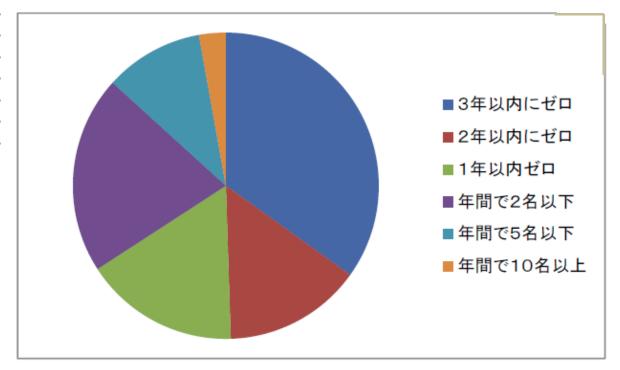
この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

国がやるべきこと		事業者(酒造・販売)が やるべきこと	国民がやるべきこと	
厚生労働大臣がやるべきこと		地方公共団体がやるべきこと	医師等がやるべきこと	
第10条 アルコール関連問題啓発習慣(11月10日~16日)				
第15条 教育の振興等(家庭、学校、職場その他の様々な場における教育・広報)				
第18条 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等				
第22条	第22条 民間団体の活動に対する支援			
第24条	条 アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール 関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な措置を講ずるものとする			

### 事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

#### Q31) 御社にて、運行前後にアルコール検知される乗務員は、現在、およそ何人くらいでしょうか

3年以内にゼロ	371
2年以内にゼロ	155
1年以内ゼロ	174
年間で2名以下	222
年間で5名以下	111
年間で10名以上	30

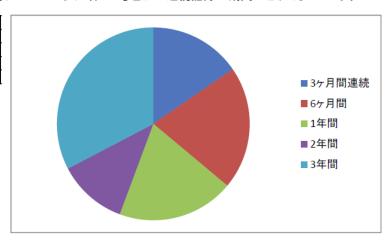


事業者1000社アンケートより(発起人4社実施)

### 事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

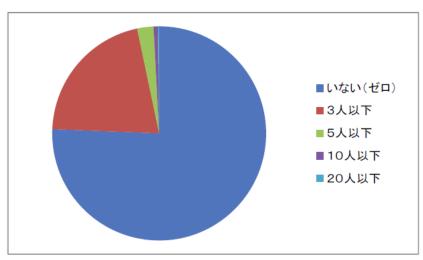
#### Q32) 本日時点で、「点呼時アルコール検知者ゼロ」達成の連続記録の期間はどれくらいでしょう

3ヶ月間連続	159
6ヶ月間	213
1年間	202
2年間	120
3年間	337



Q33) 過去に、アルコール検知問題で、解雇や自主退職となった人はどれくらいいましたか?

いない(ゼロ)	823
3人以下	229
5人以下	27
10人以下	7
20人以下	2



事業者1000社アンケートより(発起人4社実施)

### 連携

